

薬生発 0208 第 2 号
平成 28 年 2 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」
の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号)が平成 27 年 6 月 26 日に、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 16 号)が平成 28 年 2 月 8 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとされたところです。

これに伴い、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号)の一部が改正され、麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可について①当該許可等に係る権限の厚生労働大臣(地方厚生局長)から都道府県知事への移譲、②有効期間の最長 1 年から 3 年への延長及び③共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制度の創設等が行われます。

ついては、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」(平成 19 年 8 月 13 日付け薬食発第 0813001 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。)を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正によって変わるものではないことに十分留意してください。

また、本改正による改正後の通知に基づく取扱いについては、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。



薬食発第0813001号
平成19年8月13日
一部改正 平成28年2月8日薬生発0208第2号

各都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
（ 公 印 省 略 ）

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり制定したので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

昨今、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたこと。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すること。

2 改正の概要

（1）麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に

限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。

- ・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること
なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることには留意すること。

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書とその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 麻薬業務所の名称及び所在地
- ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ・ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1)③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。

② 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を

付すこととする。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について

ある許可業者が、他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すことが許可の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと。

(4) 許可業者の留意事項について

- ① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から5年間保存すること。
- ② 許可業者は、法第59条の6の規定に基づき付された(2) ②の条件を遵守すること。
- ③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行うことができることに留意すること。
- ④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第38条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならないことに留意すること。
- ⑤ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について

麻薬小売業者間譲渡許可は、(5)の有効期間が満了したときに失効することとする。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更等について

- ① 許可業者は、(5)の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可

業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には本届出は不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあることに留意すること。

- ② 許可業者は、（5）の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、（1）①に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、（1）③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。
- ③ 都道府県知事は、①及び②の届出があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。

（8）麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。

（9）麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。

- ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）
- ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。

- ・ (8)の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納することとする）。

(10) 許可業者に対する監視について

- ① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。
- ② 許可業者に対して立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、(2)①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったか監視されたいこと。

3 既存の通知の改正

「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「1. 免許」の次に次のように加える。

1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可

- 1の2-1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。
- 1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。
- 1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可は失効していないか。
- 1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。
- 1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。
- 1の2-6 譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。（指導事項）
- 1の2-7 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。（指導事項）

4 施行日

平成19年9月1日から施行すること。

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならぬ。

一 (略)

(削除)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、その

者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）を地方厚生局長に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 麻薬業務所の名称及び所在地

四 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

五 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

3 地方厚生局長は、前項の申請に係る法第二十四条第十一項の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の十二月三十一日又は第二項第四号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、又は

いずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて地方厚生局長に共同して届け出なければならない。

（新設）

（新設）

7 地方厚生局長は、前項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

（新設）

（新設）

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

(権限の委任)

第五十五条 第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

(権限の委任)

第五十五条 第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

二 法第四条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

三 法第七条第一項及び第三項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

四 法第八条(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

五 法第九条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の

十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二 四十四（略）

七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

六 法第十条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限

八 法第十三条第一項に規定する権限

九 法第十七条に規定する権限

十 法第二十一条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十一 法第二十四条第十一項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十四 法第四十四条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十五 法第四十五条に規定する権限

十六 法第四十六条第二項に規定する権限

十七 法第五十条第一項に規定する権限

十八 法第五十条の五に規定する権限

十九 法第五十条の九第一項及び第二項に規定する権限

二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限

二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する権限

-
- 二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十六条に規定する権限
- 二十三 法第五十条の十に規定する権限
- 二十四 法第五十条の十二第一項及び第二項に規定する権限
- 二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十八条第二項から第五項までに規定する権限
- 二十六 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十九条に規定する権限
- 二十七 法第五十条の十三第一項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限
- 二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限
- 二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限
- 三十 法第五十条の二十二に規定する権限
- 三十一 法第五十条の二十四に規定する権限
- 三十二 法第五十条の二十七に規定する権限
- 三十三 法第五十条の二十八に規定する権限
- 三十四 法第五十条の二十九に規定する権限
- 三十五 法第五十条の三十に規定する権限
- 三十六 法第五十条の三十一に規定する権限
- 三十七 法第五十条の三十二に規定する権限
- 三十八 法第五十条の三十三に規定する権限
- 三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
- 四十 法第五十条の三十九に規定する権限
- 四十一 法第五十条の四十に規定する権限
-

2

(略)

四十二 法第五十条の四十一に規定する権限

四十三 法第五十一条に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

四十四 法第五十二条第二項に規定する権限

2 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について（局長通知） 新旧対照表

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について</p> <p>① 地方厚生（支）局長は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1) ③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。</p> <p>② 地方厚生（支）局長は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととする。</p> <p>(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について（略）</p> <p>(4) 許可業者の留意事項について</p> <p>① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から3年間保存すること。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について</p> <p>麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の1月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。</p> <p>(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について（略）</p> <p>(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について</p> <p>① 許可業者は、(5) の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、地方厚生（支）局長に共同して届け出なければならないこと。</p>	<p>(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について</p> <p>① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1) ③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。</p> <p>② 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととする。</p> <p>(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について（略）</p> <p>(4) 許可業者の留意事項について</p> <p>① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から5年間保存すること。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について</p> <p>麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。</p> <p>(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について（略）</p> <p>(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更等について</p> <p>① 許可業者は、(5) の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。</p> <p>許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には本届出は不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る</p>

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について (局長通知) 新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあることに留意すること。</p> <p>② 許可業者は、(5)の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、(1)①に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届出ることができること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、(1)③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。</p> <p>③ 都道府県知事は、①及び②の届出があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可を書き替えて交付すること。 (削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>② 地方厚生(支)局長は、①の変更届があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。</p> <p>③ 許可業者は、(5)の有効期間内に、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合、新たな麻薬小売業者間譲渡許可を共同して申請しなければならないこと。なお、いずれかの許可業者が業務所の所在地を変更したこと等により、麻薬小売業者の免許が失効し、新たな麻薬小売業者の免許を受け、かつ、同じ麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合も同様であることに留意すること。</p> <p>(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について</p> <p>① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。</p> <p>② 許可業者は、①により許可書の再交付を受けた後、その発見した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。</p> <p>(新設)</p>
<p>(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について</p> <p>許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。 (削除)</p> <p>(9) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について</p> <p>許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき(1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。) ・ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。 ・ (8)の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において 	<p>(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について</p> <p>① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。</p> <p>② 許可業者は、①により許可書の再交付を受けた後、その発見した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに都道府県知事に返還しなければならないこと。</p> <p>(新設)</p>

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について（局長通知） 新旧対照表
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合において、発見した許可書を返納することとする）。</p> <p>(10) 許可業者に対する監視について (略)</p> <p>3 既存の通知の改正 (略)</p> <p>4 施行日 (略)</p>	<p>(9) 許可業者に対する監視について (略)</p> <p>3 既存の通知の改正 (略)</p> <p>4 施行日 (略)</p>

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について（局長通知） 新旧対照表
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について</p> <p>1 改正の趣旨 (略)</p> <p>2 改正の概要 (1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について ① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第1項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとすること ・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること <p>なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることに留意すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬業務所の名称及び所在地 ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間 ・ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するため麻薬を譲り渡す旨 	<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について</p> <p>1 改正の趣旨 (略)</p> <p>2 改正の概要 (1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について ① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第1項の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとすること ・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること <p>② (略)</p> <p>③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生（支）局長に共同して提出しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） <p>— 免許証の番号及び年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬業務所の名称及び所在地 ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間 ・ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するため麻薬を譲り渡す旨

○厚生労働省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。第九条中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に、「地方厚生局長」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を經由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に」に、「地方厚生局長」を「地方厚生局長」に改める。

第九条の二第一項中「すべて」を「全て」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第二項中「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第四項中「属する年の」の下に「翌々年の」を加え、「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「又は」を「そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は」に、「第三号」を「第二号」に、「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、同条第七項中「地方厚生局長は、前項」を「都道府県知事は、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

第九条の二に次の二項を加える。
10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。
一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。
二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。
第五十五条第一項第十一号中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に改める。

別記第十号の二様式を次のように改める。

別記第 10 号の 2 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより譲渡することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

麻薬業務所 名 称	所在地	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	印
麻薬業務所 名 称	所在地	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	印
麻薬業務所 名 称	所在地	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)	印
備考		

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができなときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式を次のように改める。

別記第 10 号の 3 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
麻薬業務所 名 称	所在地		
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)		
麻薬業務所 名 称	所在地		
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称)		
変更・免許の失効の事由及びその年月日			

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。

年 月 日

①麻薬業務所名称

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称)

印

②麻薬業務所名称

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称)

印

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができなときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式の次に次の一様式を加える。

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	
	住所	名称	
麻薬小売業者	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより罰則することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡します。
年 月 日

①麻薬業務所名称

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称)

印

②麻薬業務所名称

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称)

印

③麻薬業務所名称

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称)

印

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。